

転職してからじゃ遅い

入職前に必ず確認するべき

12のこと～薬剤師Ver.～

転職の時だけじゃない！制度全般!!

だけど、転職の時は特に知っておくといい情報を
ぎゅっとお届け

「あなた以上に、あなたのキャリアを考える」
株式会社日本メディカルキャリア

@2022 Nihon Medical Career All rights reserved

目次

01 お給料からひかれる（控除される）ものって??	3▶4 P	
02 介護休業給付金ってどんな制度?	5▶6 P	
03 子の看護休暇とは?	7 P	
04 転職時に離職期間がある場合、健康保険や年金は?		8▶9 P
05 12月転職、年末調整や確定申告の対応はどうするの?		10▶11 P
06 入社を決める前に必ず確認すべきこと	12▶13 P	
07 入社の手続き～提出が必要な書類～	14 P	
08 退職の手続き～受け取る書類～	15 P	
09 40歳から始まる? 介護保険の支払い	16 P	
10 求人票によくある変形労働時間制って?	17▶18 P	
11 有給休暇のあれこれ	19▶20 P	
12 薬剤師国保と社会保険どう違うの?	21▶22 P	

01

お給料からひかれる（控除される）ものって??

1

社会保険料

(1) 健康保険料

病気やケガで病院に通院・入院する際の医療費出産手当や出産育児一時金など、一部国が負担するための公的な医療保険料のこと。

標準報酬月額×保険料率÷2（会社と折半のため）

ボーナスも対象。

(2) 厚生年金保険料

老後、障害・死亡の際に給付される公的な年金の保険料のこと。

標準報酬月額×保険料率÷2（会社と折半のため）

ボーナスも対象。

(3) 雇用保険料

失業者、育児・介護休業を取得した労働者への手当などを給付するための保険料。

毎月支給される賃金の総額×雇用保険料率で計算される。

ボーナスも対象。

※40歳を過ぎると上記に加え、介護保険料も控除されることになる。



01

お給料からひかれる（控除される）ものって??

2

税金

(1) 所得税

個人の年間の所得に対してかかる税金

課税所得金額×税率－税率ごとの控除額で計算
年間所得は予想金額で徴収されるため
1年目から控除される。ボーナスも対象。

(2) 住民税

都道府県が課税する道府県民税と市区町村が課税する市町村民税のこと。

前年の所得に応じて課税される。

そのため、前年が学生だった社会人1年目は住民税は0円。
2年目から控除されるため、要注意！

給料が増えたのに、手取りが少なくなるなんてことも...

※社会保険料や税金など国で定められているものの他には
社宅利用料,財形貯蓄, 労働組合費など、
会社ごとに給料から天引きされるものもある。



02 介護休業給付金って どんな制度？

親や祖父母など家族の介護のために、仕事を休む必要がある人が増えている。介護休業を取得したいけど、収入がなくなってしまう・・・そんな方に向けた給付金制度。職場復帰を前提として介護休業を取得した方が、一定の要件を満たすと、給与の67%を受給することができる。仕事（生活）と介護の両立に悩む方をサポートしてくれる。

介護休業給付金を受けるには？

◆介護休業を開始した日より前の2年間に雇用保険に加入している期間が12か月以上必要。（有期雇用の場合は、別途要件あり）

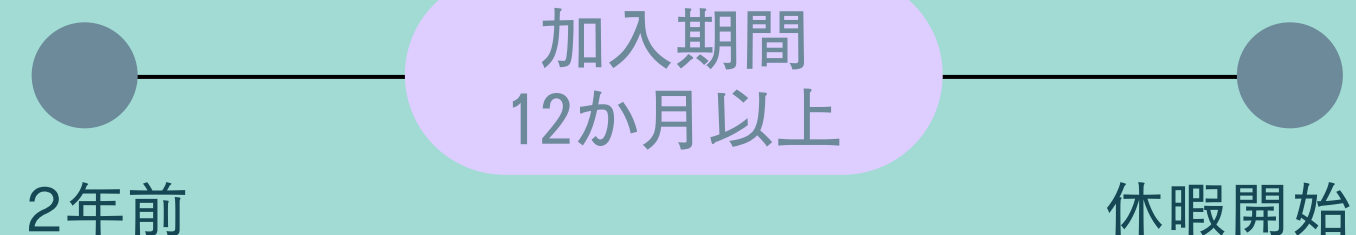
◆1. 及び2. を満たす介護休業について、支給対象となる同じ家族について93日を限度に3回までに限り支給される

1. 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を、介護するための休業であること。

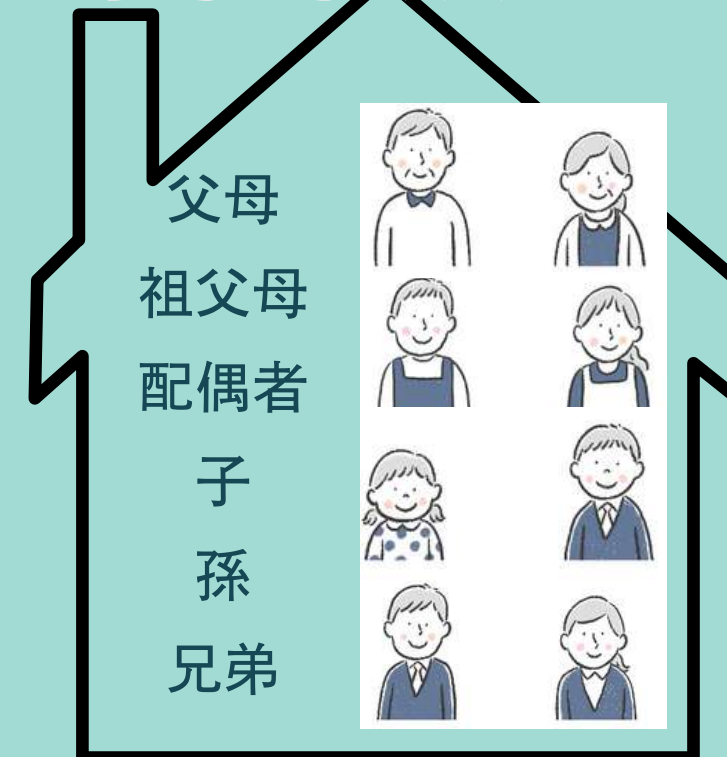
対象家族は、被保険者の「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）」「父母（養父母を含む）」「子（養子を含む）」「配偶者の父母（養父母を含む）」「祖父母」「兄弟姉妹」「孫」。

2. 被保険者が、その期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。

雇用保険に加入



対象家族



期間と回数

93日まで
最大3回

02 介護休業給付金って どんな制度？

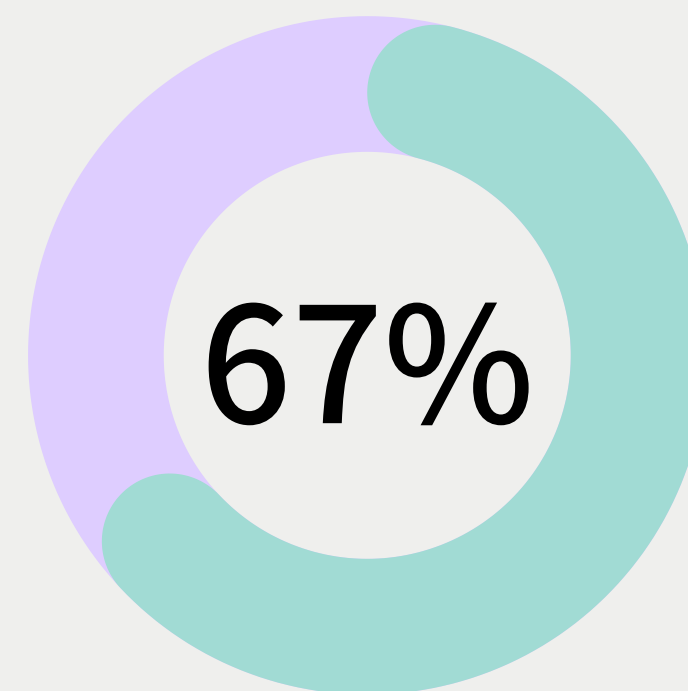
親や祖父母など家族の介護のために、仕事を休む必要がある人が増えている。介護休業を取得したいけど、収入がなくなってしまう・・・そんな方に向けた給付金制度。職場復帰を前提として介護休業を取得した方が、一定の要件を満たすと、給与の67%を受給することができる。仕事（生活）と介護の両立に悩む方をサポートしてくれる。

支給金額の計算方法

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%

正確な金額はハローワークに提出する雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書により、休業開始時賃金日額が確定し、算出される。

休業開始時賃金日額の計算方法は、介護休業開始前の6ヶ月間の総支給額（賞与は除く）を180で割った金額となる。



給与の67%の支給額



- ・ 平均して月額15万円程度の場合、支給額は月額10万円程度
- ・ 平均して月額20万円程度の場合、支給額は月額13,4万円程度
- ・ 平均して月額30万円程度の場合、支給額は月額20,1万円程度

03 子の看護休暇とは？

子育てや介護と仕事を両立できる環境をつくり、働く人を支援する法律「育児・介護休業法」。「子の看護休暇」はこの法律で定められた休暇制度。
・小学校就学前の子を養育する労働者が けがや病気による子供の世話、予防接種の付き添いなどで取得できる休暇制度。
・取得日数は1年で上限5日間（2人以上の場合10日）

チェックポイント

- ✓ 日々雇用は除く全労働者が対象者。男女の性別問わず！
※但し、入社6ヶ月未満の労働者、1週間の所定労働日数が2日以下の労働者は労使協定により対象外になることもある。
- ✓ 休暇が取得できる負傷や疾病の種類や程度に制限はない。風邪による発熱や予防接種でも取得可！
- ✓ 従業員から申し出があった場合、企業は拒否できない。
- ✓ 休暇取得期間中、企業には給与の支払い義務はない！
無給にするか有休にするかは、企業の判断。就業規則を要チェック！

2021年1月法改正された内容

改正前までは、取得する単位は「1日または半日」とされていた。

法改正で「時間単位」での取得が可能になった。

〇時から〇時までと、1時間単位で取得できるようになった。

軽度の症状や予防接種など、状況に応じて、分散させて取得することができるため、効率的に子の看護休暇を取得できる。



04

転職時に離職期間がある場合 健康保険や年金は？

手続き上、離職期間がない方がスムーズ
ただ、退職日や入職日は、給与の各社の
締め日にあわせる会社もあり、離職期間
ができてしまうこともある。

健康保険

健康保険の保険料は月単位で計算。日割りでの保険料は必要となるが、資格を喪失した月分の保険料は必要ない。

健康保険の具体例

(1) 月半ば転職

11月15日A社退職、11月16日転職先B社入職の場合…
⇒11月分の保険料は転職先B社で控除される。

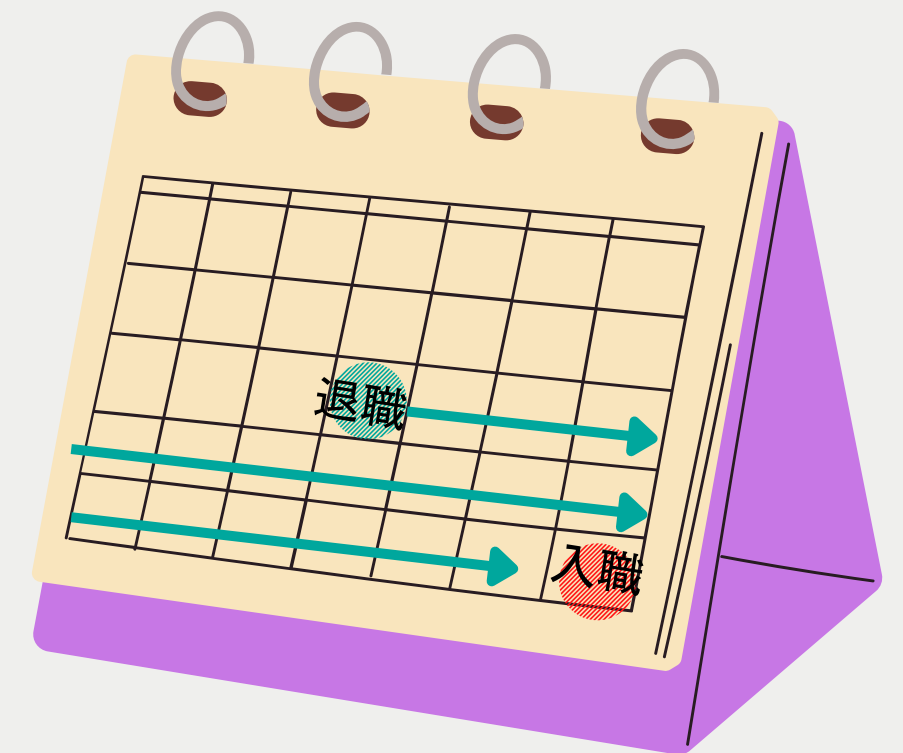
(2) 月末転職

11月末A社退職、12月1日転職先B社入職の場合…
⇒11月分の保険料はA社で控除される。
また保険料は翌月支払いとなるため、月末退職の場合
10月分・11月分の2ヶ月分の保険料がまとめて控除される。
★通常より控除額が増えるので退職時期は要注意💡

(3) 離職期間あり

11月15日A社退職、11月26日転職先B社入職の場合…
⇒11月15日ではA社で加入していた健康保険の保険証を利用できるが、退職時に保険証を返却するため、11月16日～26日までの間、万が一の病気や事故の際、健康保険の適用ができない。
そのため、以下のいずれかの手続きが必要。

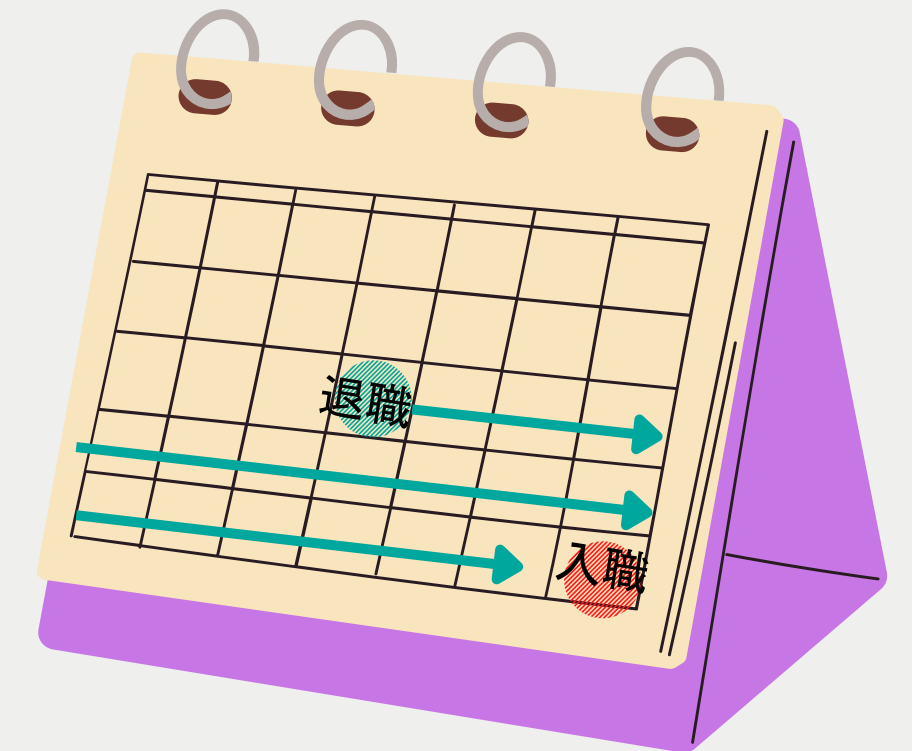
- ①加入していた健康保険の任意継続被保険者制度を利用する 数日間の加入になるが、保険料は日割り計算ができないため、1ヶ月分の保険料がかかり、11月分は二重支払いとなる💡
- ②国民健康保険に加入する住んでいる市区町村によって、保険料や納付方法が異なる。
加入期間が数日の場合、保険料がかからないこともあるため、市区町村の国民健康保険相談窓口にお問い合わせみよう。



04

転職時に離職期間がある場合 健康保険や年金は？

手続き上、離職期間がない方がスムーズ
ただ、退職日や入社日は、給与の各社の
締め日にあわせる会社もあり、離職期間
ができてしまうこともある。



年金

年金の保険料は健康保険と同様、月単位で計算され、日割りでの保険料納付はできない。また資格喪失日は退職した日の翌日となり資格喪失月の保険料は不要で、加入月は保険料が必要となる。

年金の具体例

(1) 月半ば転職

1 1月15日A社退職、1 1月16日転職先B社入職
⇒ 1 1月分の保険料は転職先B社で控除される。

(2) 月末転職

1 1月末A社退職、1 2月1日転職先B社入職
⇒ 1 1月分の保険料はA社で控除される。
また保険料は翌月支払いとなるため、月末退職の場合は、
1 0月分・1 1月分の2ヶ月分の保険料がまとめて控除される。
★通常より控除額が増えるので退職時期は要注意💡

(3) 離職期間あり

1 1月15日A社退職、1 1月26日転職先B社入職の場合
⇒ 1 1月分の保険料はB社で控除される。
基本的に自分で手続きは不要。
但し、入社日が退職日の翌月以降になる場合は、
国民年金への切り替えが一旦必要になるため、要注意💡
(例：1 1月15日A社退職、1 2月10日B社入職の場合、
1 1月分の保険料を国民年金で支払う必要がある。)

05 12月の転職…年末調整や 確定申告の対応はどうするの？

「どこで年末調整をしてもらうことができるのか？」 注意が必要。

タイミングによっては在籍している企業で年末調整ができないケースもあるため、その場合は、確定申告の必要がある。年末調整はその年の1月1日～12月31日までに支払われた給与が対象となり、年末調整の時期に勤務している企業で基本的には手続きを行う。通常、年内に転職する場合は、転職先で年末調整を受けることになるが、転職の時期、また新しい転職先で12月末までに給料の支払いがあるかどうかで対応が変わってくる。

締め日は？

支払日は？



今月？

来月？

05

12月の転職…年末調整や確定申告の対応はどうするの？



パターン **A** : 12月中旬に
転職先の給与が支払われない

現職 : 12月25日退職 (25日締め・翌5日支払い)
⇒12月5日に支払われた給与までが今年度の年末調整の対象となる。
転職先: 12月26日入社 (15日締め・25日支払い)
⇒12月26日以降の勤務分の給与は1月に支払われるので、今年度の年末調整の対象になる給与は発生しない。

この場合、年末調整は「基本的」には、現職で対応してもらえる。
ただ会社の手続き上のルールで、現職から手続きができないといわれる場合も稀にある。その場合は、現職から源泉徴収票を受け取り
自分で2月16日～3月15日までの間に確定申告に行かなければならない💡

パターン **B** : 12月中旬に
転職先の給与が支払われる

現職 : 12月15日退職 (15日締め・25日支払い)
⇒12月25日支払い分の給与までが今年度年末調整の対象になる。
転職先: 12月16日入社 (20日締め・月末支払い)
⇒12月末支払いの給与が今年度の年末調整の対象になる。

新しい転職先で発生する給料も今年度の年末調整の対象になるため、現職で年末調整を行うことはできない。また、同時に転職先で手続きを行うこともできない。多くの会社では11月半ば～下旬までに年末調整に必要な書類の提出を求め、手続きに入る。そのため、上記のように転職先に12月半ばに入社する場合は、転職先の会社でやってもらうことも難しくなり、それぞれの会社から源泉徴収票を受け取り、自分で確定申告に行く必要がある💡

パターンA・Bのような転職のタイミングに関係なく、雑損控除、医療費控除、寄附金控除 (ふるさと納税なども含む) 初年度の住宅ローン控除など、年末調整では処理ができない所得控除がある場合も自分で確定申告が必要となる。手続きを忘れてしまうと、戻ってくるはずの還付金を受け取れない・・・という事態になってしまうため
予め手続きに関して確認しておくべき。



06 入社を決める前に必ず確認すべきこと

内定時に口頭ではなく、「書面」で労働条件を確認

希望していた企業から無事に内定！内定を受諾する前にちょっと待った！
例えば、年収500万円で内定と言われても、年俸制か月給制かで月額の給与も、初年度年収も大きく変わる。
そもそも年収500万円に残業代など、諸手当がどこまで含まれているのかも不透明。
実は、労働基準法で企業は、労働条件を書面（もしくはメール）で明示する義務がある💡



06 入社を決める前に必ず確認すべきこと

最低限明示しなければならない労働条件等

- 1 労働契約の期間
- 2 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- 3 就業場所及び従事すべき業務
- 4 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無
休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関すること
- 5 賃金の決定・計算・支払方法・締切りの時期・支払の時期、昇給
- 6 退職（解雇の事由を含む。）

次の事項に関する定めがある場合は明示しなければならない

- 1 退職手当の適用される労働者の範囲、退職手当の決定・計算・支払方法・支払いの時期
- 2 臨時の賃金、賞与
- 3 食費、作業用品、その他の労働者の負担
- 4 安全及び衛生
- 5 職業訓練
- 6 災害補償及び業務外の疾病扶助
- 7 表彰及び制裁
- 8 休職

労働条件は書面にて確認

他にも、退職金や試用期間など、働く上で事前に知っておいた方が安心な項目もある。

「こんなはずじゃなかった・・・」と入社後に後悔しないためにも、必ず書面（もしくはメール）にて労働条件を確認しよう！！



07 入社の手続き ～提出が必要な書類～

企業によっては提出を求められる
可能性がある書類

提出が必要な書類

- ✓ 雇用保険被保険者証
前職の退職時に勤務していた会社から受け取る書類。
- ✓ 源泉徴収票
年末調整の計算は転職前・転職後の会社それぞれの給与を含めて計算されるため退職時に勤務していた会社から受け取り入社後に転職先に提出が必要。
- ✓ 年金手帳 or 基礎年金番号 or マイナンバー
- ✓ 薬剤師免許証
- ✓ 保険薬剤師登録票
(薬局で勤務する場合)

入社時に転職先で受取、 記入が必要な書類

(1) 扶養控除等申告書
扶養している家族の有無を会社に申告する書類。

(2) 健康保険被扶養者異動届
被扶養者がいる場合に提出が必要な書類。

(3) 給与振込先届書
給与の振り込み先の口座を申告する書類。企業によっては、銀行の指定がある場合もあり。

- 健康診断書
- 入社承諾書
- 身元保証書
- 住民票記載事項証明書
- 免許や資格の証明書



スムーズに入社手続きを進められるよう
予め確認をして、準備しておこう！

08 退職の手続き ～受け取る書類～

転職先が決まって、退職日が近づいてきた。
スムーズに次の会社に入職するために、受け取っておくべき書類たち。知らずに、退職後何度も前の会社に、連絡を取るようになってしまう・・・ということを守るためにも、知っておきたい。

受け取る書類

- ✓ **雇用保険被保険者証**
雇用保険の加入者のみ。次の会社に入社時に提出する必要があるため、必ず受け取っておこう！再交付はハローワークで手続き可能。
- ✓ **源泉徴収票**
年末調整に必要となる書類。転職先で前の会社分もまとめて年末調整するため転職先に入社後提出が必要。
- ✓ **年金手帳**
年金加入者であることを証明する手帳。会社が保管している場合は忘れずに受け取る。
- ✓ **離職票**
会社を退職したことを証明する書類。次の転職先への入社が決まっている場合は必要ない。転職先が決まっておらず、失業保険の受給手続きの際に、ハローワークに提出する必要がある。

2022年4月より 年金手帳の廃止決定

マイナンバーの導入により、個人情報の管理がマイナンバーで可能になったため、年金手帳が廃止されることになった。

廃止後は、年金手帳の代わりに、「基礎年金番号通知書」が発行される予定。



09 40歳から始まる？ 介護保険の支払い

介護保険とは

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを国が創設し、国民の保険料と国や自治体の税金で運営されている制度。40歳になると、被保険者として介護保険への加入が義務付けられており、保険料を支払うことになる。40歳から64歳までの被保険者は、加入している健康保険と一緒に徴収されるため各健康保険組合によって、多少の違いがある。

介護保険サービスの対象者

- (1) 65歳以上
要支援状態、要介護状態
- (2) 40歳～64歳
老化に起因する特定疾病による
要支援状態、要介護状態

介護保険のサービスを利用する場合は、所得に応じて1～3割の自己負担となる。

いつから保険料は徴収される？

40歳の誕生日前日より徴収が始まる。

- 例①：9月2日生まれの人が40歳になる場合
9月分より健康保険料とともに介護保険料が徴収される
- 例②：9月1日生まれの人が40歳になる場合
8月分より健康保険料とともに介護保険料が徴収される

保険料ってどうやって決まる？

40～64歳の方は、加入している健康保険組合の算定方法に基づき決定し、65歳以上の方は、所得に応じて市区町村が決める。

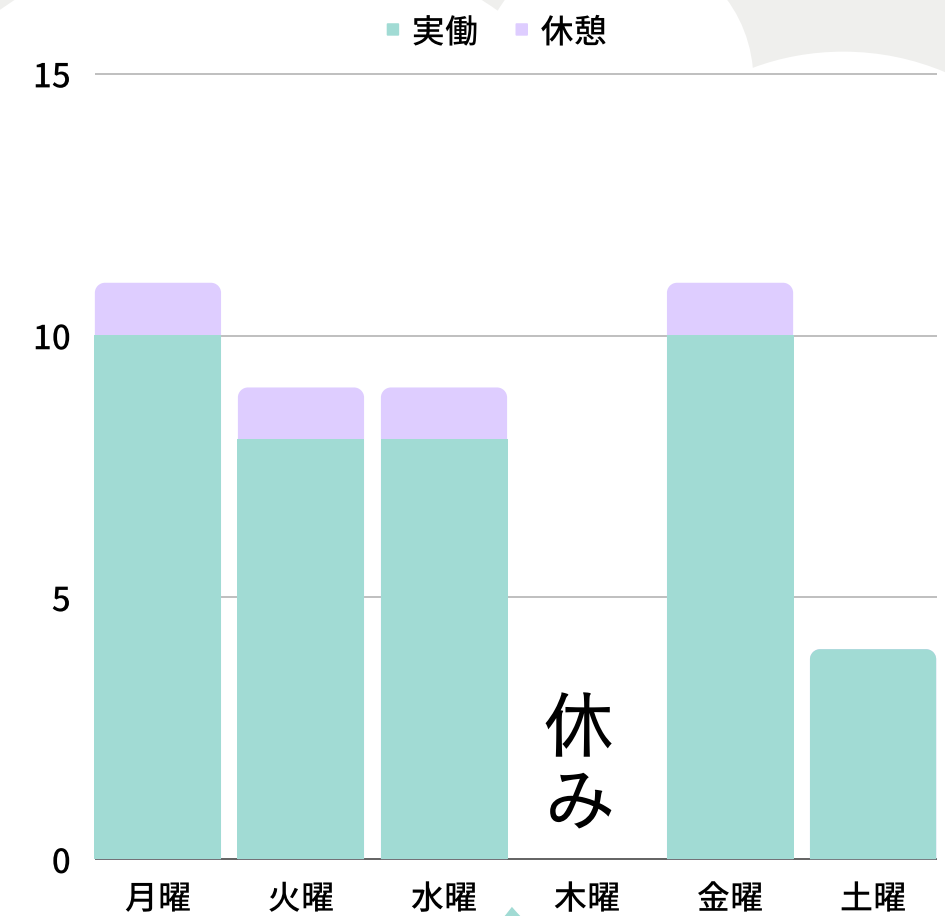
10 求人票によくある 変形労働時間制って？

労働時間をフレキシブルに調整する制度

労働基準法で原則、労働時間は【1日8時間・週40時間】と定められている。

変形労働時間制とは、労働時間を『月単位・年単位・週単位』で設定し1日あたりの労働時間をフレキシブルに調整することのできる制度。

調剤薬局・ドラッグストアでは、1日の営業時間が長い場合や半日のみの営業の日があるため、不規則な勤務体系になる。そのため、「変形労働時間制」を導入している企業が多い。



10 求人票によくある 変形労働時間制って？

1ヶ月単位の変形労働時間制

変形労働時間制はいくつか種類があるが、
薬剤師の働き方で1番多いのが、
「1ヶ月単位の変形労働時間制」。

平均すると週40時間以内の
労働時間となるように、
1ヶ月の労働時間を設定する。

【例】 8月：168時間（月21日勤務）
9月：152時間（月19日勤務）
10月：168時間（月21日勤務）

シフト例

月曜：⑨時～⑳時（実働10時間／休憩1時間）
火曜：⑨時～⑱時（実働8時間／休憩1時間）
水曜：⑩時～⑲時（実働8時間／休憩1時間）
木曜：休み
金曜：⑨時～⑳時（実働10時間／休憩1時間）
土曜：⑨時～⑬時（実働4時間）
日曜：休み
（合計）週40時間勤務

1日の勤務時間が8時間とは限らない。
日によって8時間を超える勤務になったり、
半日のみの勤務になることもある。

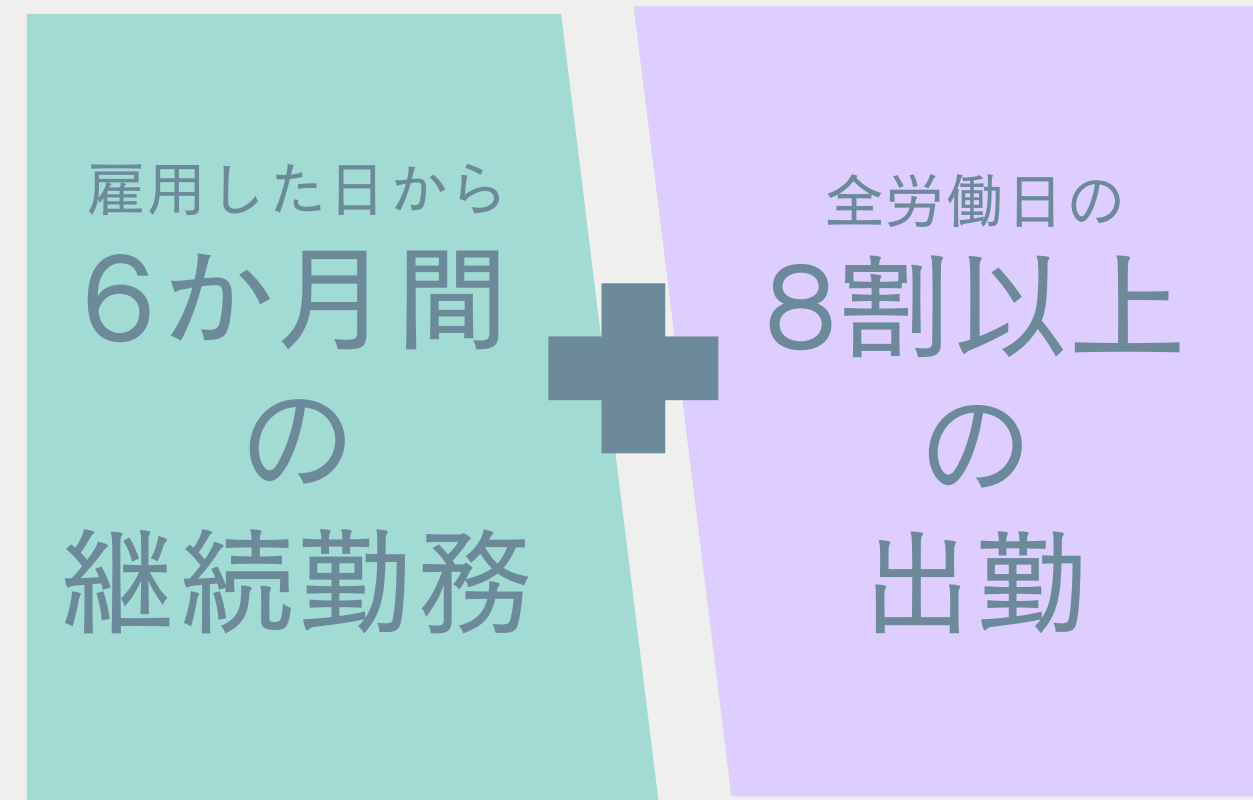
企業や病院など、1日の勤務時間が決まっている勤務先でこれまで働いてきた人にとって、シフト制や
変形労働時間制はイメージし辛いもの。変形労働時間制がどういうものなのか、シフト例などを知るこ
とで、具体的に働く場合のイメージを持つておくことが大切。



11 有給休暇

雇用主は、一定の要件を満たしたすべての労働者に対して有給休暇を与えなければいけない。

有給休暇の発生要件



正社員だけでなく、パート・アルバイトにも有給休暇を与える義務がある

有給休暇の付与日数

有給休暇の付与日数は法律で定められている

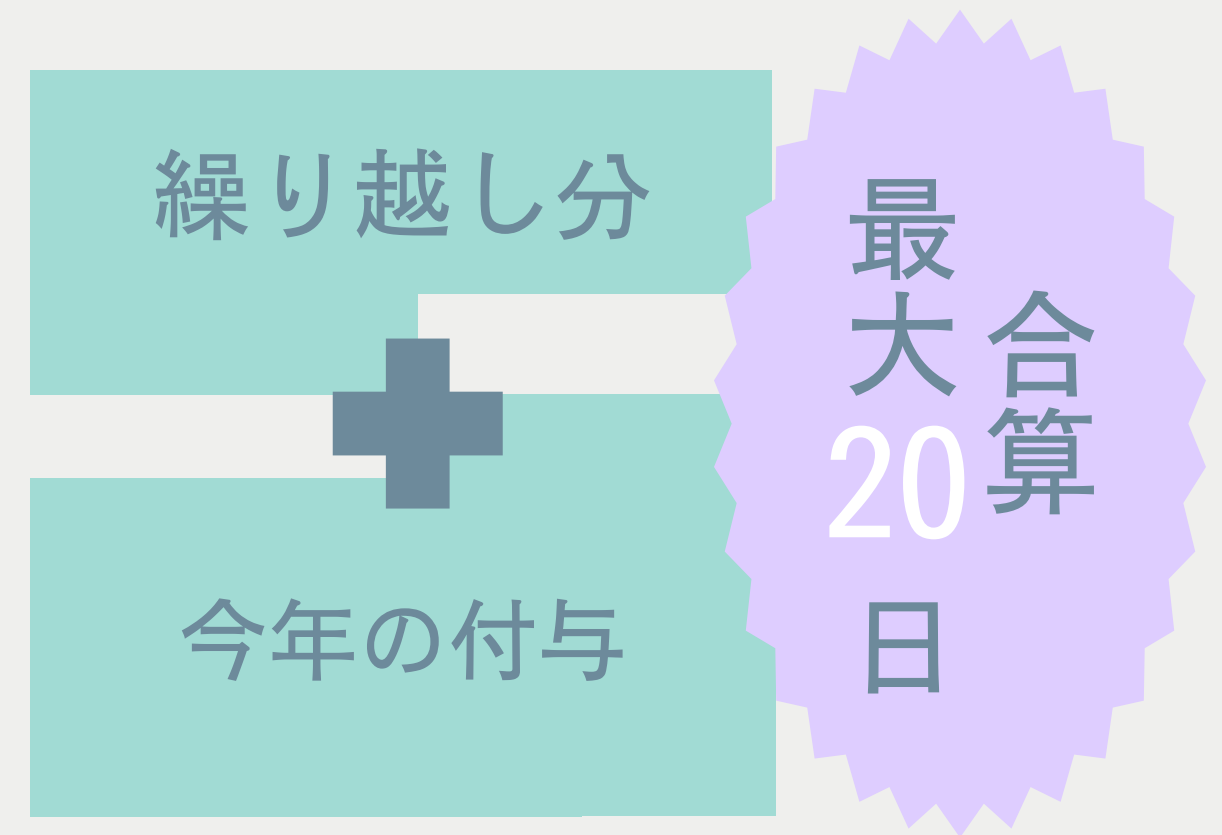
勤続年数 週の所定労働時間	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上	1年間の所定労働時間
正社員	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	217日以上
4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	169日～216日
3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	121日～168日
2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	73日～120日
1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	48日～72日

※週30時間以上・週5日以上勤務のパートも正社員同様の付与数

11 有給休暇

有給休暇って繰り越しできる？

有給休暇の余った日数は、翌年度に繰り越すことができる。
労働基準法で、有給休暇の有効期限は、発生から2年間と決められている。
翌年新たに付与される分と繰り越し分とを合算することができる。
最大20日まで繰り越しできる。



2019年4月法改正 年5日の有給休暇取得義務化

年10日以上の有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日間、有給休暇を取得させることが義務付けられた。
取得をさせない雇用主には罰則も・・・
計画的に有給休暇を取得し、リフレッシュしよう！

12 薬剤師国保と社会保険 どう違うの？

薬剤師国保とは

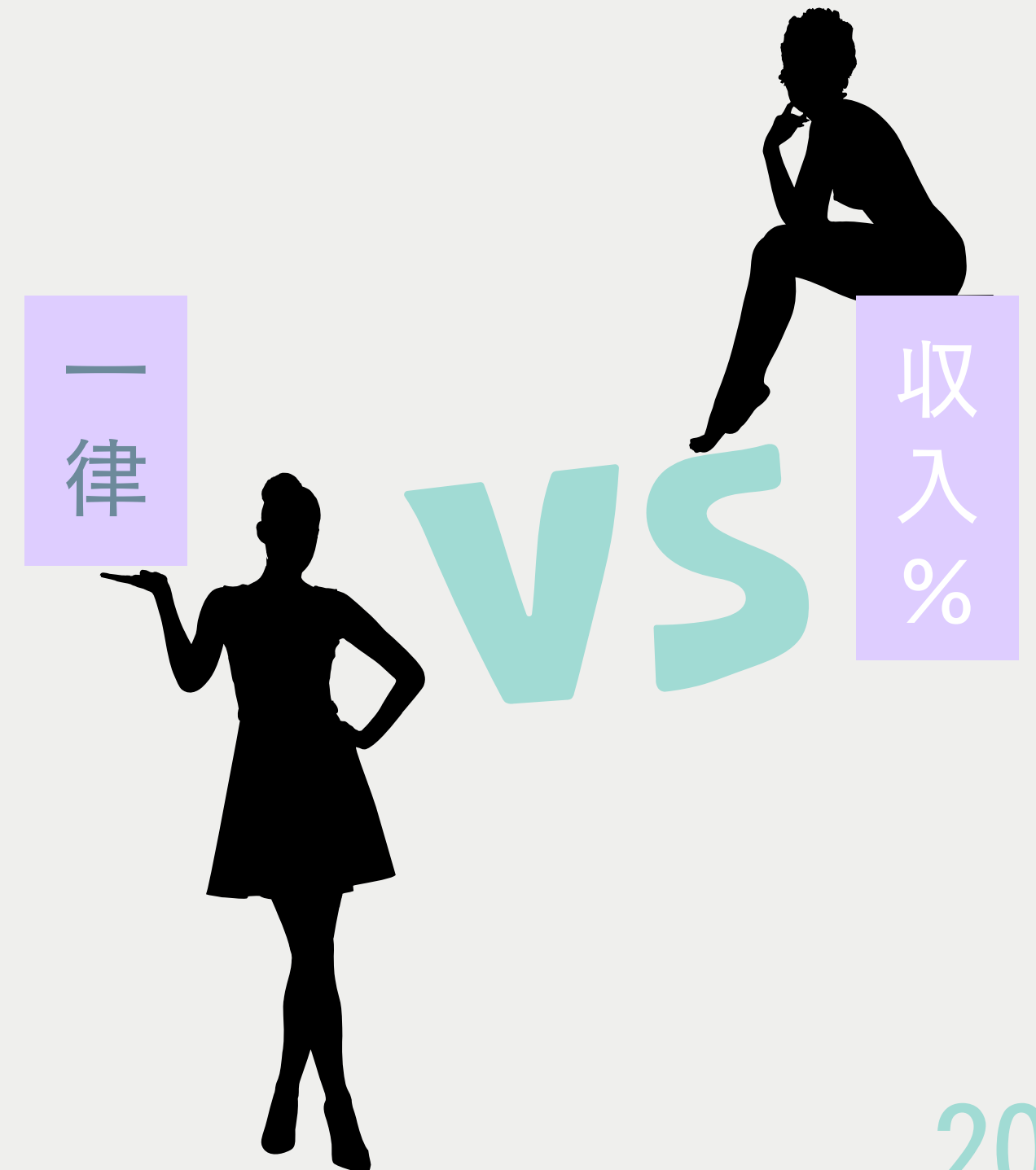
国民健康保険の一種。国民健康保険には、市区町村が運営する国民健康保険と同種の事業や業務に従事する人で組織する国民健康保険組合の2種類がある。

薬剤師国保は都道府県毎に組織されているため勤務する都道府県の〇〇県薬剤師国保に加入することになる。

働く上で健康保険や厚生年金など、福利厚生は大切。
実は健康保険には種類があります！
「保険完備」という言葉だけで安心してしまうと、思わぬ落とし穴が！

< 薬剤師国保 > と < 社会保険 > 保険料の違い

社会保険の健康保険料は収入に応じて決定する。
収入が増えれば増えるほど、健康保険料も高くなる。
一方で薬剤師国保は一律で額が決められている。
収入がいくら増えても健康保険料は一律。
また社会保険の健康保険料は、賞与に対しても徴収されるが、
薬剤師国保は賞与に対する徴収はなし。



12 薬剤師国保と社会保険 どう違うの？

「薬剤師国保の方が得なの？」

となりますが、そうとは限りません！

薬剤師国保は扶養家族が増えると、本人＋家族の保険料も必要になります。そのため、収入・家族構成によって、どちらの方が保険料が安くなるかは、人それぞれです。

また保険料だけに限らず

薬剤師国保には、傷病手当や出産手当金、育児休業中の保険料免除がない場合もあり、ご自身の状況・ライフプランによっては、予め確認をしておいた方が安心です！

収入

家族構成

ライフ
プラン



各都道府県の薬剤師国保のホームページで
保険料や詳細をチェックできます！





日本メディカルキャリア

1999年の創業以来20年にわたり
薬剤師のキャリア形成・転職をお手伝いしてきた
私たち日本メディカルキャリアは
「あなた以上に、あなたのキャリアを考える」を信念に
みなさまの人生・キャリアに寄り添った支援を行います。



キャリア・転職・開業 個別相談のご予約はこちら

[個別相談を予約](#)

COMPANY DATA

社名 株式会社 日本メディカルキャリア
設立年月日 2017年4月1日
資本金 1,000万円
本社所在地 〒150-0041 東京都渋谷区神南1-18-2フレーム神南坂3階
連絡先 ☎ 03-5784-1575 FAX : 03-5784-1615
代表者 代表取締役 落合 宏明

[サービスの詳細を見る](#)

事業内容

有料職業紹介事業（有料職業紹介事業許可番号13-ユ-308417）

キャリア支援事業・ライフ支援事業

転職サイト「医師ベストキャリア」の運営 <https://ishibestcareer.com/>

転職サイト「薬剤師ベストキャリア」の運営 <https://yakuzaishibestcareer.com/>

医師資産形成支援サイト「医師資産形成.com」の運営 <https://ishishisankeisei.com/>

クリニック開業案件情報サイト「医院開業バンク」の運営 <https://www.iinkaigyobank.com/>

※本資料は、日本メディカルキャリアが作成した資料です。制度等をご利用の場合は、必ずご自身でご確認のうえご判断ください。

※本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

※本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。

※本資料は日本メディカルキャリアの許可無く対外的に参照・配布しないようお願い申し上げます。